

## ○鎌倉市障害者就労移行支援金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者が自立に向けた生活を営むことを支援するとともに、生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、鎌倉市障害者就労移行支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、障害者二千人雇用事業の推進を図ることを目的とする。

### (給付要件)

第2条 支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する者。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第13項（以下「就労移行支援」という。）又は第14項（以下「就労継続支援」という。）に規定する給付を受けていた者。

2 支援金は、就労移行支援又は就労継続支援から一般就労へ移行した給付対象者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に給付する。ただし、第3号及び第4号については、いずれかを満たせば給付該当者とする。

- (1) 市から就労移行支援又は就労継続支援に係る給付の期間が連続して3か月以上であること。
- (2) 就労移行支援又は就労継続支援から一般就労への移行期間が3か月以内であること。
- (3) 一般就労期間が同一の事業所で連続して6か月以上であること。または常用雇用へ移行することを目的に、3か月以内の期間を定めて試行的に雇用するトライアル雇用を含め、一般就労期間が同一の事業所で連続して6か月以上であること。
- (4) 事業所都合による退職の場合、退職日から1か月以内に新たな事業所に就労し、一般就労期間が退職前の事業所での一般就労期間と通算して6か月以上であること。
- (5) 支援金の申請時に事業所を退職していないこと。
- (6) 生活保護を受給していないこと。
- (7) 市税等を滞納していないこと。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、10万円とし、1人につき1回限りとする。

### (申請)

第4条 給付対象者は、鎌倉市障害者就労移行支援金の給付を受けようとするときは、鎌倉市障害者就労移行支援金給付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、又は提示の上市長に提出する。

- (1) 在職証明書（第2号様式）又は同一の事業所で6か月以上の勤務が確認できる書類
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

### (決定等の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の給付資格があると決定したときは鎌倉市障害者就労移行支援金給付決定通知書（第3号様式）により、給付資格がないと決定したときは鎌倉市障害者就労移行支援金給付非該当通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

### (台帳の整備)

第6条 市長は、支援金の給付に関し、障害者就労移行支援金給付台帳を作成し、必要な事項を記録しておかなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年1月1日から適用とする。

### 付 則（平成31年1月15日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行とする。

付 則（令和2年3月19日市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行とする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行とする。



第2号様式

在職証明書

在 職 者	
氏名	
生年月日	年 月 日 生
住所	
入社日	年 月 日

上記の者は、本事業所において6か月以上の期間就労している者であることを証明する。

年 月 日

事業所名  
代表者

印

鎌 障 第 号  
年 ( 年) 月 日

鎌倉市長

鎌倉市障害者就労移行支援金給付決定通知書

申請のありました鎌倉市障害者就労移行支援金の給付について、次のとおり支給金額を決定し、振込みを予定していますので通知します。

振込予定日以降に入金を御確認ください。

記

給付金額	円
振込予定日	年 月 日

鎌倉市長

鎌倉市障害者就労移行支援金給付非該当通知書

年 月 日付けで申請のありました鎌倉市障害者就労移行支援金については、次の理由で給付できませんので通知します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
非該当の理由		
備考		